

「新宿区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」(素案)からの主な変更点

※「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」(素案)からパブリック・コメント等を踏まえて修正しています。
 主な変更点は以下のとおりです(簡易な変更や文言整理などは除いています)。

No.	変更理由	項目	ページ	計画案(変更後)←←←	←←←素案(変更前)
第1章 計画策定の概要					
1	パブリック・コメント No.22、23、25の2025年問題と2040年問題の記載についての意見を踏まえ追記	第1節 計画策定の背景	P.3	1. 令和7(2025)年とさらにその先の将来を見据えて ≪地域包括ケアシステムの推進≫ このような状況を踏まえ、 <u>団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となり、超高齢社会となる令和7(2025)年、さらには団塊ジュニア世代が全て65歳以上の高齢者となり、生産年齢人口が急減し、介護・福祉における人手不足、社会保障費のさらなる増大が懸念される令和22(2040)年を見据えた取組を進めていくことが必要となります。</u> ※概要版P.2も修正	1. 令和7(2025)年とさらにその先の将来を見据えて ≪地域包括ケアシステムの推進≫ このような状況を踏まえ、 <u>団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年と、さらにはその先の令和22(2040)年を見据えた取組を進めていくことが必要となります。</u>
第3章 高齢者保健福祉施策の推進					
2	パブリック・コメント No.70「「通いの場運営支援団体」と「高齢者等支援団体」は、実績数や目標数で重複カウントになっていないか」との意見を踏まえ、将来的に団体が重複する可能性があるため指標を修正	第1節 高齢者保健福祉施策の体系	P.53 P.82	施策ごとの指標の設定(第8期) 「4. 地域で支え合うしくみづくりの推進」の指標「通いの場運営支援団体数」を以下のとおり変更。 <u>指標:「通いの場への高齢者の参加率」</u> <u>現状:7.9%</u> <u>目標:9.1%</u>	施策ごとの指標の設定(第8期) 「4. 地域で支え合うしくみづくりの推進」の指標 <u>指標:「通いの場運営支援団体数」</u> <u>現状:3年間で12団体</u> <u>目標:3年間で15団体</u>

No.	変更理由	項目	ページ	計画案(変更後)←←←	←←←素案(変更前)
第3章 高齢者保健福祉施策の推進					
3	<p>区自主修正</p> <p>区オリジナル3つの体操・トレーニングの普及啓発 区オリジナル3つの体操・トレーニング(新宿いきいき体操、新宿ごっくん体操、しんじゅく100トレ)を普及啓発していくための新たな仕組みの構築に向け、地域で活動しているサポーターの育成・支援を継続しながら幅広く意見を伺い、検討していく必要があることを踏まえ修正</p>	第2節 重点的に進めていく3施策	P.65	<p>④施策を支える事業</p> <p>●事業名 【新規】区オリジナル3つの体操・トレーニングの普及啓発(実行計画)</p> <p>●事業概要 区オリジナル3つの体操・トレーニング(新宿いきいき体操・新宿ごっくん体操・しんじゅく100トレ)を講習会等を通じて普及啓発していくとともに、広く普及啓発するための新たな仕組みを構築していきます。</p> <p>●令和5年度目標 「新宿いきいき体操」「新宿ごっくん体操」「しんじゅく100トレ」の普及</p>	<p>④施策を支える事業</p> <p>●事業名 【新規】区オリジナル3つの体操・トレーニングの普及啓発(実行計画)</p> <p>●事業概要 区オリジナル3つの体操・トレーニング(新宿いきいき体操・新宿ごっくん体操・しんじゅく100トレ)を地域に普及啓発していくとともに、令和5年度に新宿いきいき体操サポーターとごっくんリーダーを再編して「(仮称)新宿げんき応援サポーター」制度を創設し、介護予防・フレイル予防の地域づくりを進めます。</p> <p>●令和5年度目標 「(仮称)新宿げんき応援サポーター」制度の創設</p>
4	<p>パブリック・コメント</p> <p>No.143「悪質商法被害防止ネットワーク」の事業概要の記載についての意見を踏まえ修正</p>	第7節 基本目標5 安全・安心な暮らしを支えるしくみづくりをすすめます 施策11 高齢者の権利擁護の推進	P.156	<p>④施策を支える事業</p> <p>●事業名 悪質商法被害防止ネットワーク</p> <p>●事業概要 民間の介護保険事業者、民生委員・児童委員、新宿区社会福祉協議会、高齢者総合相談センター、区相談担当職員など、高齢者の身近なところで活動している人たちによる悪質商法被害防止ネットワークが連携し、悪質商法による被害の防止のために広く、継続的に周知に努めます。また、被害を早期に発見し、新宿消費生活センターにつなげて被害の拡大防止と救済に取り組みます。</p>	<p>④施策を支える事業</p> <p>●事業名 悪質商法被害防止ネットワーク</p> <p>●事業概要 民間の介護保険事業者、民生委員・児童委員、新宿区社会福祉協議会、高齢者総合相談センター、区相談担当職員など、高齢者の身近なところで活動している人たちによる悪質商法被害防止ネットワークを活用し、高齢者の悪質商法による被害を早期に発見し、新宿消費生活センターが通報を受けて早期回復を図ります。</p>

No.	変更理由	項目	ページ	計画案(変更後)←←←	←←←素案(変更前)
第4章 介護保険事業計画の推進(第8期介護保険事業計画)					
5	パブリック・コメント No.162～172「1. 自立支援、介護予防又は重度化防止に向けた取組と目標」及び「2. 介護給付の適正化に向けた取組と目標(介護給付適正化計画)」についての意見を踏まえ追記、修正及びレイアウト変更	第4節 自立支援、重度化防止及び介護給付適正化に向けた取組及び目標	P.198～200	No.167の意見を受けて、P.198本文中に介護給付適正化についての説明文を追記。 また、No.169の意見を受けて、P.198本文中に東京都介護保険事業計画作成に当たって設定された「保険者に標準的に期待する目標等」を勘案する旨を追記。 No.167,169に関連するNo.162～166、No.168及びNo.170～172の意見を受けてP.198～200において表の挿入、説明の追記・修正。 ※概要版P.22も修正	素案該当ページ P.180～181
6	パブリック・コメント No.11「保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金」についての意見を踏まえ追記	第5節 第1号被保険者の保険料	P.202	2. 第8期の介護保険料基準額 「介護保険の財源構成」に以下の注釈を追記。 ※2)平成30年度からの制度改正により、上記【 <u>地域支援事業費</u> 】の財源とは別枠で、 <u>区市町村の自立支援・重度化防止に係る取組実績に対する評価に基づき国から交付される保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金を地域支援事業の財源として活用する。</u>	(素案では掲載なし)